

ボランティアグループ活動助成事業 要綱

(目的)

第1条 この事業は、ボランティア活動の活性化を図るとともに、社会福祉に関する活動への住民参加を推進することを目的に、愛荘町内の各ボランティアグループ（以下「グループ」という。）に対して、社会福祉法人愛荘町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が助成をする。

(助成対象者および内容)

第2条 この事業の助成対象は、前条の目的を満たすとともに本会にグループ登録があり、次の各号何れかに掲げる活動を行うグループに対して助成する。

- (1) 交流を図るために必要な活動。
- (2) 知識・技術向上するために必要な活動。
- (3) 啓発・広報をするために必要な活動。
- (4) その他、本会会長が必要と認めた活動に要する費用。

2 上記対象グループであっても、本会より別に助成等をうけている場合は助成対象としない。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、活動内容・活動者数等により予算の範囲内で本会会長が決定する。

(助成金の交付申請および交付請求)

第4条 助成金の交付を受けようとするグループは、助成金交付申請書に当該年度の活動計画書および予算書を添付し、本会会長に提出するものとする。

- 2 助成金の交付決定を受けた後、助成金交付請求書を本会会長に提出するものとする。
- 3 助成金の交付を受けたグループは、当該年度の活動報告書および決算書を翌年4月末日までに提出するものとする。

(助成の取り消し)

第5条 助成金を目的外に使用をした場合は、助成の取り消しおよび交付した助成金の返還を求めるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本会会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日より実施する。

この要綱は、平成19年4月1日より実施する。